

令和3年度 環境配慮契約法基本方針検討会（第3回） 議事録

出席委員：秋鹿委員、赤司委員、梅田委員（座長）、大聖委員、田中委員、原委員、藤野委員、野城委員、山地委員

（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和3年12月14日（火）10時00分～12時00分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日はお忙しいところお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和3年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の会議につきましては、会議室の対面とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明をいたします。また本検討会は、環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。Web会議に先立ちまして、Web会議システムの使い方について、ご説明いたします。

事務局： Web会議システムについて説明（省略）

事務局： それでは以降の議事進行につきましては、梅田座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

梅田座長： みなさま、おはようございます。本日は第3回ということで、今年度最後になると思いますけれども、会議を進めさせていただきたいと思います。今年度のまとめと来年度の進め方の議論が主になると思います。それでは議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、12時までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局： 資料につきましては、事前に送付させていただいております。画面の方に、配布資料の一覧を掲載してございます。

配 布 資 料

資料1 令和3年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿

- 資料2 「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の改定案に対する意見募集結果及び対応（案）
- 資料3 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（案）
- 資料4-1 電気の供給を受ける契約に関する基本方針解説資料（案）
- 資料4-2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本方針解説資料（案）
- 資料5 令和4年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について
- 資料6 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績及び取組状況
- 資料7 令和3年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 環境配慮契約による環境負荷低減効果の試算について

3. 議 事

梅田座長： ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。本日の議事次第にありますように、「環境配慮契約法の基本方針及び解説資料について」「令和4年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について」「環境配慮契約の取組状況等及び環境負荷低減効果について」「検討スケジュールについて」「その他」の5つの議題が示されておりますが、(1)から(3)が中心となります。それでは最初の議題、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針及び解説資料について」、事務局より資料2から資料4を一括してご説明をお願いいたします。

- (1) 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針及び解説資料について

環境省： 資料2、資料3、資料4-1、資料4-2について説明（省略）

○資料2及び資料3について

梅田座長： ありがとうございます。それでは、資料2のパブリックコメントの対応案と、資料3の基本方針の改定案について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

田中委員：パブリックコメントの中に、二輪車の電動化というのがございますけれども、つい最近では、アメリカのハーレーが二輪車の電動化の開発ということで、別会社を作るという動きがあるので、環境の面からは重要視されて、電動車がこれから増えるのではないかという危惧の中でのコメントだと思います。

梅田座長： ありがとうございます。事務局、何かありますか。

環境省： おっしゃるとおり、二輪車についても電動化が進んでいるところもございます。ただ、先ほど申し上げましたように、国等で直接購入する実績があるかどうか、こちらは、どちらかと言うと、まずはグリーン購入法での検討になると思いますけれども、そういったものも踏まえた上で、導入の可否については今後検討をさせていただきたいと思えます。

梅田座長： ありがとうございます。他にはいかがでしょう。それでは、資料2のパブリックコメントの対応案と、それからよりオフィシャルには資料3の基本方針の改定案について、事務局からのご提案どおり了承いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

梅田座長： それでは、了承したということで進めさせていただきます。

○資料4-1について

梅田座長： 電気の供給を受ける契約に関する解説資料の改定案について、電力専門委員会の山地委員から補足があればお願いいたします。

山地委員： 内容的には変わっていない。表現を少し改善した。それから、5ページの脚注11を付けて、少しわかりやすくしたということですから、前回のご報告と内容的には変わっていないので、特にコメントはございません。

梅田座長： ありがとうございます。それでは資料4-1について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。内容的には変わっていないということですので、よろしいでしょうか。

意見ではないですけれども、脚注11のあたりの何がどうでというのは、ベン図みたいなものがある、おいおい整理していただけると、素人にもわかりやすいのではないかなと思いますけれども、なかなか難しいなと思った次第です。

他にはよろしいでしょうか。

○資料4-2について

梅田座長： それでは、自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する解説資料の改正案について、大聖委員から補足があればお願いします。

大聖委員： 特にありません。次世代車から変わって電動車という言葉が導入されたということ

と、ステップレスな自動車の重量に対する燃費基準に変わりましたので、それに対応したかたちになっていると思います。

梅田座長： ありがとうございます。資料4-2について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。これまでも周知されていた内容ではないかと思えますけれども。

それでは、資料4-1の電力および資料4-2の自動車の解説資料の改定案について、事務局からのご提案どおり、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

梅田座長： ありがとうございます。それでは、事務局のご提案どおり進めさせていただきます。

(2) 令和4年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について

梅田座長： それでは次の議題に移りたいと思います。「令和4年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について」、事務局より、資料5、資料6のご説明をお願いいたします。

環境省： 資料5、資料6について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。資料5、資料6について、ご説明いただきました。資料5の基本方針等の検討方針・課題等のご議論にあたっては、スライドの1枚目にありましたように、電気、建築物、産業廃棄物、それからスケジュールという4つが示されておりますので、この順番に議論を進めたいと思います。資料6に関しては、それぞれの該当する箇所について、適宜ご質問、ご意見をいただければと思います。

○資料5 1. 電気の供給を受ける契約について

梅田座長： それでは、資料5の電気に関する議論を始めたいと思います。最初に電力専門委員会の座長の山地委員にご意見をいただきたいと思います。山地先生、いかがでしょうか。

山地委員： 先ほどとよく似ていまして、あまり変化がないんです。前回のこの環境配慮契約の委員会と同じタイミングだったと思うのですが、エネルギー基本計画、温暖化対策計画も決定されたので、kWhあたり250g-CO₂が確定したということが今回盛り込まれています。あとは前回申し上げたとおりで、裾切りのところはある程度先が見えるようになっているのですが、再エネ比率を高めるところにおける大型水力の扱いとか、あるいはずっと続けています総合評価落札方式とか、これらは引き続き検討ということでございますので、特に私から付け加えることはございません。

梅田座長： ありがとうございます。続いて、電力専門委員会の藤野委員、お願いします。

藤野委員： 今回、温暖化対策計画が改定されて、政府の機関としても 2030 年 50%をマストとしつつ、もっと減らせる部分は、ということがある中で、自治体でこの取組をする中で、例えば同じ合同庁舎、国と自治体が同じ建物に入っているというような所で、自治体をもっと削減したいと言った時に、環境配慮契約ではそこまでやらなくていいということで、なかなか野心的にやってくれないという例も耳にしまして、これは由々しきことだなと思っています。これは最低の基準ではなくて、もっとやるべきところを環境省としてもやりながら、できない所は、本当に条件が合わないところができないはずなので。もっと可能性があるとか、もっと率先してやらないと、グラスゴー気候合意でも 1.5°Cが基本的に共通の目標と認識された中で、まずは率先活動、政府が隗より始めよなので、その辺のメッセージを間違えないように伝えた方がいいのではないかと考えております。よろしくお願いします。

梅田座長： ありがとうございます。確かに、自治体の方は今非常に積極的に動いていると思いますけれども。事務局から、今の藤野委員のコメントについて、何かありますでしょうか。

環境省： おっしゃるとおり、再生可能エネルギー電力の調達など、そういったものは今後急務だと考えております。残念ながら、今年度電力専門委員会の中でそういった再エネの定義、大型水力の取扱について、議論が分かれたというところもございまして、来年度継続検討にさせていただいたところでございます。ただやはり、再生可能エネルギー電力の調達等について進めるべきという考えの下、実は現在解説資料にも書かせていただいているのですが、再生可能エネルギー電力の調達を国等の機関で積極的に行うよう通達が出ているところでございます。環境配慮契約の中での位置付けができなかったところではございますけれども、こちらも来年度の位置付けに向けて、継続して検討を行いたいと考えております。自治体等に向けては、再生可能エネルギーの調達の重要性についても、改めて周知できる機会を設けられればと思いますので、今後、前向きに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

藤野委員： ありがとうございます。また困った事態が起きたら、ご相談させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

環境省： お願いいたします。

梅田座長： その他の委員の方、いかがでしょうか。

○資料5 II. 建築物に係る契約について

梅田座長： 次に建築物に係る契約の議論に移りたいと思います。まず建築物専門委員会の座長

の野城委員にご意見等いただきたいと思います。

野城委員： 19 ページと 20 ページをお開きください。先ほど事務局からご説明がありましたフローチャートでございますが、今年この専門委員会では、ライフサイクルベースで建物からの温室効果ガスを抑制していくという視点から検討いたしました。3 つの契約の仕切りというのは、実はこの中にあるコンポーネントでございますが、みなさんの議論の視点は、今あるこのコンポーネントをどうつないでいったらいいかというような意識の中で、先ほどご紹介があったような、様々なアイデアや意識、手段というものが提示されたところでございます。事務局のご説明と少し重なりますけれども、データが大事だということと、データを運用できるような、賢く使っていけるようなサービスが必要、専門家が重要ということなのですが、この環境配慮契約法が 10 年以上前にできた時には、まだ ESCO というのは、ある意味ではスタートアップビジネスだったわけですが、政府がこういった環境配慮契約法の中で新しいサービスを作ることによって世の中に定着してきたといったような経緯を考えますと、今、必ずしも、こういった建物の使用履歴などを分析して、適切に運用する人材や組織、会社が分厚くいるわけではないですし、民間でもそういったサービスがビジネスとして大きく認知されているわけではないのですが、何となく出てきている方向は、オーナーがどういう性能を求めているかということでも、例えば地方の末端の役所ですと、専門スタッフがいないのでわからないところを考えると、そういった性能を達成すべき目標や、データを分析して、どこに問題があるかという、そのもののサービスも買っていきようなあり方というものを考えていかないと、今見ていただいている、ぐるぐる回って、継続的に改善しながら CO₂ を減らしていくことができないのではないかと問題意識が強く出て参りましたので、かなり大仕事になるのですが、来年度に向けて、そういったライフサイクルで回していくといったような、サイクルを有効に動かしていくためにはどうしたらいいかということ。もうひとつ言い忘れましたが、今、民間ベース、日本全体ベースでも 90 億㎡建物がございますが、新築はわずか 1 億少しくらいでございます。官庁建物ですともっとストックの数の方がフローよりも大きい。つまり、設計も大事なのですが、大きな対策というのはむしろ今ある建物に対する対策に知恵を絞っていく必要があるという意識もございますので、そのあたりの意識を持ちながら、来年度に向けて、取りまとめをしてきたいと考えております。

梅田座長： 大変新しく統一的なお考えの提案、ありがとうございました。続いて、赤司委員にご意見等いただきたいと思います。

赤司委員： 今、野城委員からおっしゃっていただいたことで十分だと思います。私もその中でいろいろと話をさせていただいて、今、19、20 ページをお示しいただいたのですが、大変よくまとまっていると思います。今まで、この PDCA サイクルというのが、建築の中で回っていなかったきらいがあって、ぜひこれがうまく機能すると、先行した良い事例になって、民間にも普及していくのではないかと思います。新しいキーワードで、コミッションングというキーワードが入っているのですが、その入れ方についてはもう少し

議論が必要なのかなと感じております。次年度に向けて、議論を重ねていきたいというふうに考えております。

梅田座長： ありがとうございます。では引き続き原委員にご意見等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

原委員： お二人がおっしゃられたことに尽きるのですが、ライフサイクルは極めて重要で、それをより具体的に回していくためのリレーティングを工夫する必要が極めて重要なというふうに思っております。もう1点としては、まだ始まったばかりなのですが、前年に比べて少し実施比率が落ちているというところがちょっと気になります。その実施できない理由というのがどういうことなのか。小さな役所等々ですと、どうやったらいいかわからないから、実施しようにもできないといった理由もあるかもしれない。そういう面で、よりわかりやすい事例というのを提供していくということが極めて重要だというふうに思っております。より良いものができるように、来年度も協力できればいいなと思っております。

梅田座長： ありがとうございます。その他の委員の方々、建築物に関して、いかがでしょうか。それでは、また次年度進めていただければと思います。

○資料5 III. 産業廃棄物の処理に係る契約について

梅田座長： 次に、産業廃棄物の処理に係る契約に移りたいと思います。まず、田中委員にご意見等いただきたいと思います。田中委員、いかがでしょうか。

田中委員： 資料5の24ページに該当する資料がございます。今年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関わる法律ができました。産業廃棄物と言えば、プラスチック以外にもたくさんあって、数え方によっては20種類の産業廃棄物があるのですが、脱炭素ということになりますと、化石燃料が元々の原料だったということで、プラスチック廃棄物がターゲットになります。そして海洋汚染も大きな問題になっているので、プラスチックに特化した法律ができたという背景がございます。対策の2つ目に、「製品の」というのは、プラスチックを使った製品の設計から、最終的には廃棄物になるまでのあらゆる主体ということで、設計からプラスチック製品の製造、流通ということで、最終的には消費の段階に移るわけですが、あらゆるそういう主体が廃棄物の資源循環、ここで言う資源循環というのは、リデュース、リユース、リサイクルの3Rですね、そういう取組が必要だと。ここに書いてある「国等において」というので、国はプラスチック製品を消費する消費者だと。消費者が最終的には廃プラスチックを排出するという排出事業者ということで、排出事業者として国は廃プラスチックの排出の抑制ということで、説明があります。細かい取組の内容というのは来年の検討になっておりますので、ここが肝だと思っておりますけれども、やはりプラスチックがCO₂を出す元凶になっていて、プラスチック以外はそもそも分解しないからガスを出さないというようなガラスや金属類

があります。それ以外の生ごみ、動植物性残渣のようなものは、カーボンニュートラルということで、吸収したものが焼却してCO₂になるだけなので、排出されたCO₂はカウントしなくてもいいということになっているので、結果的にはプラスチックがターゲットになっているということで、最後の検討の中が、焼却をどうするかということが非常に大きな課題であると思います。エネルギー回収して資源を大切にするというのが今までのトーンだったのですが、脱炭素ということになると、焼却はCO₂を出すからだめだということになるので、そこをどのように整理していくかということが来年度の検討ということで、注視して見たいと思います。

梅田座長： ありがとうございます。非常に重要な問題点をご指摘いただきました。それでは、産業廃棄物について、いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。ガイドライン待ちだということで、また来年度よろしくお願いいたします。

田中委員： 環境省の適正処理推進課とか廃棄物規制課では、「廃プラスチック」という言葉を使っているのですけれども、環境経済課では「プラスチック廃棄物」という言葉を使っている。特に意味があって「プラスチック廃棄物」という言葉が使われているのかということところが疑問に思いました。

梅田座長： 事務局、いかがでしょうか。

環境省： 明確な使い分けの理由が整理できているわけではないのですが、今後の見直しにあたっては、各課の法律と整合が取れるような表現に修正させていただきたいと思います。

梅田座長： プラスチック新法ではどういう表現でしたか。

環境省リサイクル推進室： プラスチック新法では、「プラスチック使用製品廃棄物」などの用語を使っております。

環境省： 承知しました。環境配慮契約法で検討する際には、その用語も横の並びが取れるような検討を行いたいと思います。

梅田座長： いろいろとネーミングが出てきてしまったということのようですけれども。田中委員、いかがでしょうか。

田中委員： どちらか統一していただく方が、使う側はいいかなと。今までは、廃プラスチックとか廃棄物プラスチックとか、wasted plastic。英語で言った場合にどうするかというのが出てきますよね。その辺を早い時期に統一していただければと思います。

梅田座長： プラスチック新法の場合は、プラスチックを少しでも使っていたらプラスチック使

用製品ということになっていて、概念が少し違ってきますよね。

他はいかがでしょうか。

○資料5 IV. 令和4年度及び中期の基本方針等検討スケジュールについて

梅田座長： それでは次にスケジュールの件に行きたいと思います。令和4年度及び中期の基本方針等検討スケジュールについて、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。スケジュール的に言うと、先ほどご説明がありましたけれども、次年度はこの基本方針検討会を行う前に、2つの専門委員会を開催する予定になっているということを含めて、ご意見があれば、いただきたいと思います。スケジュールですから、よろしいですかね。

それでは、資料5の令和4年度における検討方針と課題等について、今のスケジュールも含めて、事務局からのご提案のとおりにご了承いただけるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

梅田座長： ありがとうございます。では、そのようなかたちで進めさせていただきます。

(3) 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等及び環境負荷低減効果等について

○資料6について

梅田座長： これで、やらなければいけないことは終わったのですが、資料6についてはいかがでしょうか。これから検討する時には、分析して、いろいろ対応すべきものだと思いますけれども、今日ご覧になって、すぐにご意見、ご質問ということもないと思いますけれども、もしあれば、お受けしたいと思いますけれども。

秋鹿委員： 電気、建物、廃棄物について、順調に進んでいるのを見て、感心しておりました。委員のみなさん、本当にご苦労様でございます。

私、SIPのエネルギーキャリアということで、アンモニア燃料に関係していたのですが、ご承知のように、昨年度菅内閣になってから、エネルギー基本法の中にアンモニアを燃料として考えるということが入ってきまして、これは国際的な動きと連動しているのですが、いくつかこの委員会にも関係してくるかなということを感じております。

ひとつは、石炭火力に対してアンモニアを20%混焼するというのが、大規模で実証を始めるのと、それから世界中にもそういう技術の動きが進み始めていまして、バリューチェーンとしては、日本はアンモニアをそういうふうにして使うんだということと、一方、ブルーアンモニアですけれども、すでにサウジアラビア、UAEから輸出が始まっておりますし、オーストラリア、カナダ等々に対しても商社経由ですね、ブルーアンモニアの大量投入の計画が進んでおります。それに対して日本側が、港の整備とか、ある

いはシンガポールの係留地をしっかりと確保するとか、あるいはアメリカのアンモニア安全協会とシンガポール政府が共同で港の規則を作ったりとか、国際的にいろいろな動きが出てきて、大きな産業ですからそんなにすぐには変わらないのですけれども、各国それぞれの思惑の下に新しいエネルギーの導入が進んでいると思います。それから、LCAをどうするかということも、それぞれ業界ごとにやろうとか、いろいろな動きがあるわけですが、今後アンモニアを燃料として導入するというのが、この委員会の中でもいろいろなところに影響してくるかと思えます。

もうひとつ、電力とは別に、特に海外なのですが、船の燃料としてアンモニアを利用するというのが急速に進みつつあると思っております。特にこれから建造する大型のコンテナ船とか、いろいろな運搬船とかは燃料をアンモニアにする。特に船の環境規制が厳しくなったことを受けてなのですが、大手の船会社、日本もひとつグループ会社を作りましたけれども、欧米、中国、韓国が、これからの船は燃料をアンモニアにしていくということで、いろいろなところで競争も始まっております。ただ、まだ初めてのことで、どんな展開になるかわからないのですけれども、この資料6の中で、船舶の調達に関する契約の提携実績というのがあったのですが、非常に少ないわけですが、例えば文部科学省が持っている大きな調査船等々は、そういう企画段階の時から新しい燃料で、CO₂ 出さない燃料を使うというようなことを率先してやっていったらいいのではないかなと思ってはいるのですが、なにせ予算のかかることですし、新しい投資ですから、すぐに関係している方々も手を挙げてということはないかもしれませんけれども、国が2030年に向かって、本当にCO₂を減らすということであるとすれば、そういうところに向けて業界を先導するようなかたちで新しいものを取り入れていくということ、企画段階でもやってもいいのではないかなということをおもっております。

環境配慮契約法は、ある規則をちゃんと実行するというような立場かもしれませんが、今日聞いておりますと、建築等々の先生方は企画段階が重要だということで、それをいくつか通したサイクルを作っていくというお話も聞いておりますが、そういうようなことが船舶等々についても、あってもいいのではないかなという気がしております。長くなりましたが、以上2点、感じたことを述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

梅田座長： ありがとうございます。事務局の方から、何か対応ありますでしょうか。

環境省： ありがとうございます。おっしゃるとおり、環境配慮契約法としても海外の動き等も見据えながら、内容についてより良いものにしていくと考えて進めていきたいとは考えております。アンモニアに関する取組というものが、すぐに環境配慮契約等で採用できるような段階かというのは検討かと思えますけれども、そのような最新の情報等も我々の方も注視させていただいて、その中で環境配慮契約法の中でできるものがあるかどうかというものは検討させていただきたいと思えます。現段階では、すぐの導入というのは難しいのかなと考えているのですが、今後そういった動きについても継続して注視したいと思えます。ありがとうございました。

梅田座長： ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

藤野委員： アンモニアも水素も、電気もそうですけれども、何かから作るということになると思います。リサイクルアセスメントでもそうですけれども、原点をしっかりと見つめつつ、また 2050 年ゼロですよ。グラスゴー気候合意で 2℃目標から 1.5℃になったというのは、今まで 2100 年でもゼロというのは相当大変なことだと思いますけれども、もっと間近に、50 年も先になったというところを、日本として率先してどうするかというところで、そこはしっかりと、特に環境配慮契約法という、国もそうですし、他の自治体などの模範となる、隗より始めよ、なところになりますから、そこはしっかりとした理論付けをして、やられたらいいのかなというふうに思いました。

梅田座長： ありがとうございます。この環境配慮契約法の範囲で見本となることができることが一番良いのではないかと思いますけれども。事務局の方は何かありますか。

環境省： 先生がおっしゃるとおり、やはり環境配慮契約法というのは、まず国等が取り組むべきものというところで、国民のみなさま方の模範となるような取組というものを、我々国等公共機関が率先して取り組むべきという考えの下、行っているところでございますので、2050 年のカーボンニュートラルという目標はかなり厳しい目標ではございますけれども、それに向けて、よりそれを実現できるような取組というものを環境配慮契約法の中でも盛り込んでいければと考えております。具体的な方向性はなかなかお示しできないのですけれども、その方向性というものを我々もちろん考えておりますので、委員のみなさまにご協力いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

田中委員： 資料 6 の 31 ページ、建築物の単位面積あたりの CO₂ の排出量というのは、時間軸は何でしょうか。年間あたりなんでしょうか。

事務局： 年間です。

田中委員： 記載していただいた方がいいかなと思います。

梅田座長： 他はいかがでしょうか。

大聖委員： 自動車に関係したことですけれども、電気自動車に関してですが、2030 年度の燃費基準というのは、第 5 次エネルギー基本計画の電力の排出係数を元にして策定されていますので、今度 6 次になりまして、再生可能な燃料が増えるということで、実は変わってくるんですね。ガソリンとの関係でその比率が変わってきますので、その辺変更が発表されましたら、またそれに注目していただきたいと思います。

梅田座長： ありがとうございます。その辺は事務局でチェックしていただく。

環境省： 承知いたしました。最新の関連計画等は注視しながら、それに整合が取れるように改定を進めたいと思います。ありがとうございます。

梅田座長： その他、いかがでしょうか。事務局の方から、参考資料など追加で説明するようなことはありますか。

環境省： 参考資料について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。参考資料ですけれども、ご質問、ご意見がございましたら。いかがでしょうか。

政府で排出したCO₂の内の3%くらい減ったというかたちですか。

環境省： 3%弱くらいのところですよ。

梅田座長： もう少し頑張りたいところですね。

（4）検討スケジュールについて

梅田座長： 最後に、事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

環境省： 資料7について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、予定の時間も大体参りましたので、本日の議論はこのあたりで終わらせていただきます。本日は事務局に効率的に議事を進めていただきまして、みなさんからご意見をいただく時間も若干取れたことがよかったかと思います。それでは、議事進行を事務局の方にお戻しいたします。

環境省： 梅田座長、ありがとうございます。本日事務局の不手際で音声途切れ、ご迷惑をおかけしましたこと、誠に申し訳ございませんでした。委員のみなさまにおかれましては、熱心にご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。本年度の基本方針検討会につきましては、こちらで終了となります。先ほどスケジュールでご説明いたしましたとおり、これから来年2月の基本方針の改定、閣議決定に向けまして、手続きの方を進めて参ります。また、令和4年度につきましては、基本方針検討会に先立ちまして、電力そして建築物の専門委員会において、必要な議論を開始したいと考えております。検討会の委員のみなさまにおかれましては、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和3年度環境配慮契約法基本方針検討会の第3回会合を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上